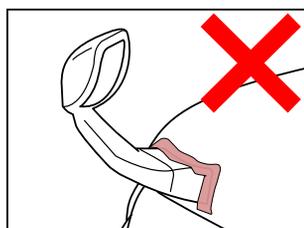


直前及び側方の視界を確保するための鏡又はカメラについて、
 検査後の取外し及び一時的な取付け等を防止するため、
 次に掲げる例によるもの及びこれらに類するものは、

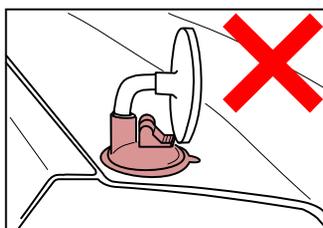
保安基準に適合しません

■保安基準に適合しないものの例

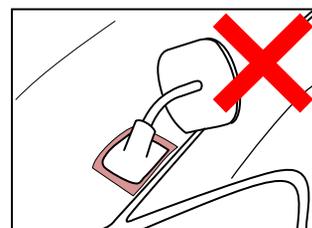
- (1) 粘着テープ類（自動車用部品の取付けを目的として設計・製作されたものを除く。）、ロープ類又は針金類により取付けられているもの
- (2) 挟込み又は差込みによる取付け等、工具を用いずに容易に取外すことのできる方法により取付けられているもの
- (3) 扉、窓ガラス等の開閉により脱落する又はそのおそれがある方法により取付けられているもの
- (4) 取付部が吸盤形状であることが外観上明らかなもの
- (5) 貼付けられたシート等の上に接着固定等されているもの
- (6) 手指で揺する、取付部が浮き上がらないかどうかめくろうとする等により確認した結果、取付部の一部が車体から離脱するもの、緩み又はがたがあるもの
- (7) 当該装置を取付けた状態のままで、自動車登録番号標又は車両番号標の取付取外しができないもの
- (8) 延長器具を介して取付けられているもの
 （溶接又はリベットにより結合され取外すことができないもの及び原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの（キャブと荷台が分離しているものに限る）、専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員11人以上のもの又はこれらの形状に類する自動車に限る）に取付けられているものを除く。）
- (9) カメラの配線（配線の周囲の保護部材等を含む。）が、バンパ及び後写鏡等を含む自動車の外側の表面上に確認できるもの。ただし、次に掲げる配線部分はこれに該当しないものとする。
 ア 溶接又はリベットにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、当該カメラを取付けるための必要最小限の配線部分
 イ ボルト・ナット又はねじにより確実に取付けられていることが明らかなカメラにあっては、(ア)又は(イ)に掲げるもの
 (ア) 当該カメラを取付けるための必要最小限のものであって長さが30mm未満の配線部分
 (イ) バンパを除く自動車の下面に固定された必要最小限の配線部分



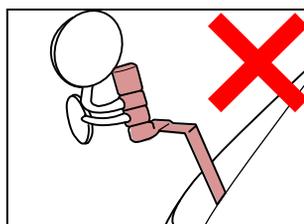
粘着テープによる取付



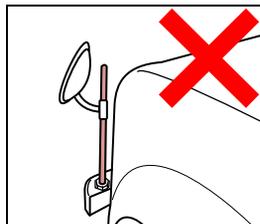
取付部が吸盤形状



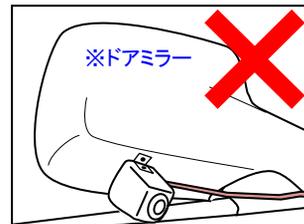
シート上の接着固定



延長器具を介した取付



延長器具を介した取付



カメラの配線露出

※ 詳細については、当機構のホームページに掲載している
 審査事務規程7-100及び8-100をご参照ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。